

# 山梨県ネーミングライツスポンサー募集要領

## 【提案募集型】

山梨県（以下「県」という。）では、県有施設におけるネーミングライツ（施設命名権）スポンサーを山梨県広告事業実施要綱及び山梨県広告事業掲載基準に基づき次のとおり募集します。

募集方法は、提案募集型とし、県有施設へのネーミングライツを希望する法人等は、自由に導入施設についての提案をしていただき、県は公募により施設のネーミングライツスポンサーを一者選定します。

### 1 ネーミングライツ導入の目的

ネーミングライツ導入を通じて、民間事業者等の事業活動を促進し、地域経済の活性化を図るとともに、県の新たな財源を確保し、及び物品又は役務の提供を受け、もって県民サービスの維持・向上を図ることを目的とします。

### 2 ネーミングライツの内容

ネーミングライツスポンサーは、県有施設に企業名や商品名を付した名称（施設の愛称、以下「愛称」という。）を命名することができます。

ただし、企業名や商品名のほか、愛称に施設名称の一部を使用することが条件となる場合もあります。

なお、県民の混乱を避けるため、契約期間中の愛称変更はできません。県民の理解が得られるような施設にふさわしい愛称を提案してください。具体的な愛称は協議の上、決定します。

募集する名称は愛称であることから、条例で定める施設の名称は変更しません。

### 3 ネーミングライツ導入までの流れ

- (1) 提案の募集
- (2) 事前相談、提案書の提出
- (3) 庁内調整及び第1次広告審査委員会の開催  
※ 導入が可能な施設か判断し、金額や愛称の条件などを決定します。
- (4) 提案施設の公募
- (5) 申請書類の提出
- (6) 第2次広告審査委員会の開催
- (7) ネーミングライツスポンサー及び愛称の決定
- (8) 契約の締結
- (9) 施設の表示等の変更
- (10) 愛称の使用開始

### 4 募集の概要

#### (1) 応募資格

本県公共施設のネーミングライツスポンサーとしてふさわしい法人その他の団体（以下、「法人等」という。）であって、山梨県広告事業掲載基準第2に掲げるものに該当しないこと。

#### 山梨県広告事業掲載基準（抜粋）

##### 第2 業種又は事業者

次のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しない。なお、広告を掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 次のいずれかに該当すると認めるに足りる相当の理由のあるもの

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。例えば、次のようなものをいう。
  - ア 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
  - イ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - エ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が暴力団、暴力団員又はアからウまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- ④ 役員等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等
- ⑤ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当するもの
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (4) 貸金業法第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
- (5) たばこに係るもの
- (6) ギャンブルに係るもの
- (7) 法令等の定めのない医療類似行為を行うもの
- (8) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- (9) 違法又は不適当な行為により営業停止その他不利益処分を受けているもの
- (10) 県の指名停止措置を受けているもの
- (11) 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの
- (12) その他県資産に広告掲載することが適当でない業種又は事業者と認められるもの。
  - 例えば、次のようなものをいう。
    - ① 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引、又はこれに類する取引に関するもの
    - ② 興信所・探偵事務所等に関するもの

(2) 提案対象となる県有施設

県が所有するスポーツ施設、文化施設、公園などで、施設全体だけでなく、施設の一部（建物、広場等）も対象とします。

ただし、次の施設は対象としません。

- ア 庁舎、学校、警察施設、病院
- イ ネーミングライツ導入済みの施設
- ウ その他、愛称を付与することが適当でないと認められる施設

(3) ネーミングライツ料

年額単位での設定とします。

提案書を提出いただいた後、山梨県広告事業実施要綱に基づき設置する「広告審査委員会」を開催し、県で施設ごとの最低金額を定めます。

なお、提供いただくネーミングライツ料は、金銭ばかりではなく、役務（サービス）の提供なども可能としております。この場合、その内容と金銭に換算したときの相当金額も含めてご提案ください。

※ 例えば、他の自治体において、トイレの総合メンテナンス事業を行っている企業がトイレの快適性向上と適切な維持管理等の役務提供を対価として命名権を獲得した例があります。

(4) 契約期間（愛称使用期間）

3年～5年

※ 単位は1年とします。〔例〕3年、4年、5年

※ 契約期間終了年以降の契約継続については優先交渉権があります。

(5) 愛称表示内容

ア 愛称表示が可能なものは、施設入口表示及び看板、施設のホームページ及び印刷物（パンフレット）です。

イ その他の表示は、県との協議が必要です。

※ ネーミングライツで付与されるのは施設の愛称の命名権であって、表示できるのは施設等の名称として表示されている場合に限られます。屋外に企業ロゴやキャラクター図面等を表示する場合は、広告物として法令等の規制対象になりますのでご注意ください。

(6) 愛称表示に伴う費用負担

ネーミングライツ料のほかに、愛称の付与に伴い発生する費用の負担については、原則として、次のとおりとします。

区 分	ネーミングライツスポンサー	県
敷地内外の看板の表示変更	○	
県が作成するホームページ及び印刷物		○
契約期間終了後の原状回復	○	

ア 看板施工の範囲、実施時期及び内容は、県と協議の上、決定します。

イ 敷地外、案内標識等の表示変更は、県や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

ウ パンフレット等の印刷物は、契約締結後に作成するものを対象とします。既印刷物については、可能な限り対応します。

エ その他の費用負担については、県と協議の上、決定します。

(7) 愛称の普及

県は、ネーミングライツスポンサーの決定について、マスコミに公表するとともに、各種広報印刷物や施設ホームページ等を活用し、愛称の普及に努めます。

## 5 応募方法

(1) 募集期間

随時、事前相談及び提案書を受け付けています。

(2) 提案書の提出

資産高度利用推進課に、ネーミングライツスポンサー提案書（様式1）をメールまたは郵送で提出してください。

提案書の受領後に関係課との庁内調整及び第1次広告審査委員会を開催し、金額や愛称の条件などを決定します。

## 6 選定方法・選定基準等

(1) 提案施設の公募

第1次広告審査委員会開催後、金額や愛称などの条件を付し、概ね1月間対象となる施設について公募します。

(2) 申込書等の提出

第1次広告審査委員会開催後、ネーミングライツ導入が決定した施設について、次の書類を提出していただきます。(正本1部及び副本5部)

- ア ネーミングライツスポンサー申込書(様式2)
- イ 暴力団との関係についての申立書(様式3)
- ウ 法人等の概要がわかるもの(会社概要、パンフレット等)
- エ 直近3カ年の決算報告書(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等)並びに直近3カ年の期末従業員数及び減価償却実施額を記載した書類
- オ 直近1年分の各種納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人県民税)
- カ 登記事項証明書(商業登記簿謄本)
- キ 社会貢献に対する「支援の実績」及び「今後の計画」(任意様式)

(3) 留意事項

- ア 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- イ 申込みに当たり必要な経費は、応募者の負担とします。
- ウ 申込書類等は返却しません。
- エ 情報公開請求があった場合は、山梨県情報公開条例に基づき公開することがあります。
- オ 申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出してください。

(4) 選定方法

第2次広告審査委員会において、応募企業、愛称、応募金額及び期間等を総合的に審査の上、選定し、最終的に県がネーミングライツスポンサーを決定します。

なお、選定過程において応募企業からのヒアリングを実施することがあります。

また、審査の結果、得点が著しく低い審査項目がある場合、若しくは審査区分ごとの得点が一定基準に満たない場合は、スポンサーを選定しないことがあります。

(5) 選定基準

選定に当たっては、選定基準(標準例)をもとに広告審査委員会が事前に定め、公表します。

【選定基準(標準例)】

審査区分	審査項目	配点
応募者の状況	・ 応募理由 ・ 法人等の事業内容 ・ 経営の安定性等 ・ 社会貢献に対する理解度、貢献度	40点
愛称	・ 施設が有するイメージの反映 ・ 親しみやすさ、呼びやすさ	10点
応募条件	・ 応募金額 ・ 期間	50点
合 計		100点

(6) 選定結果の通知

選定結果については、応募者に文書で通知します。併せて選定されたスポンサー及び愛称を県ホームページ等で公表します。

(7) 契約の締結

ネーミングライツスポンサー決定後、県とネーミングライツスポンサーとの間でネーミングライツに関する契約を締結します。

(8) 指定管理者との協議

指定管理者制度を導入している施設については、施設の管理運営を指定管理者が行っているため、愛称決定後、ネーミングライツ導入に関し必要な事項についてネーミングライツスポンサー、指定管理者及び県の間で協議することとします。

(9) 契約の解除

ネーミングライツスポンサーの信用失墜行為により、県が契約を継続しがたいと判断した場合、県は契約を解除できるものとします。

## 7 問い合わせ先

担 当：山梨県総務部資産高度利用推進課

資産活用・ふるさと納税推進担当

電 話：055-223-1342（直通）

FAX：055-223-3967

E-mail：shisan@pref.yamanashi.lg.jp

ネーミングライツの導入について、随時相談を受け付けていますので、検討の際はお気軽に上記まで連絡ください。

（午前8時30分から午後5時15分の間で土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は除く。）

年 月 日

山梨県総務部資産高度利用推進課長 殿

団体名  
所在地  
代表者名

印

## ネーミングライツスポンサー提案書

ネーミングライツスポンサー募集要領に基づき、次のとおり提案します。

施設名	
愛称案	
愛称の理由	
金額	年額 円（消費税及び地方消費税別途）
契約期間	年（ 年 月から 年 月まで）
応募動機	
その他	

※「愛称の理由」は、愛称に対する考え方等を記入してください。

団体名		
業種		
業務内容		
担当者	役職・氏名	
	部署	
	連絡先	TEL : FAX : E-mail:

年 月 日

山梨県知事 殿

団体名

所在地

代表者名

印

## ネーミングライツスポンサー申込書

ネーミングライツスポンサー募集要領に基づき、次のとおりネーミングライツスポンサーに応募します。また、同要領4（1）の応募資格に関して制限に係る項目に該当しないこと及び提出書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

施設名	
愛称案	
愛称の理由	
金額	年額 円（消費税及び地方消費税は別途）
契約期間	年（ 年 月 日 ～ 年 月 日）
応募動機	
その他	

※「愛称の理由」は、愛称に対する考え方等を記入してください。

団体名		
業 種		
業務内容		
担当者	役職・氏名	
	部 署	
	連絡先	TEL : FAX : E-mail:

## 【添付書類】

- ・法人等の概要がわかるもの（会社概要、パンフレット等）
- ・直近3カ年の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）並びに直近3カ年の期末従業員数及び減価償却実施額を記載した書類
- ・直近1年分の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人県民税）
- ・登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- ・社会貢献に対する「支援の実績」及び「今後の計画」（任意様式）

年 月 日

山梨県知事 殿

団体名

所在地

代表者名

印

## 暴力団との関係についての申立書

山梨県のネーミングライツスポンサー申込書の提出に際し、下記に記載した役員等について、山梨県が実施する暴力団との関係の確認について協力致します。

なお、役員等の中から山梨県警察本部が暴力団との関係について認める役員等が発覚した場合、選定段階における失格若しくは優先交渉者の取消し、又はネーミングライツスポンサーの取消しをされても不服がないことを申し立てます。

記

応募施設名					
商号又は名称					
所在地					
代表者 役員等	役職名	フリガナ 氏名	生年月日	性別	現住所
備考					

※ この名簿には、登記事項証明書（商業登記簿謄本）の「役員に関する事項」に記載されている役員を記入してください。監査役については除きます。また、契約の締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入してください。

※ 常勤・非常勤を問わず記載をお願いします。

※ 役員数が複数枚にわたる場合は、この用紙をコピーしてお使いください。